

保護者 殿

岡山県美作高等学校  
校長 早瀬 直紀

### 出席停止について

学校において予防すべき感染症は、学校保健安全法第 19 条の規定により、下記の出席停止の取り扱いを致します。

この期間は、欠席扱いにはなりませんのでお含みのうえ、治療に専念してください。

なお、感染症が治って登校するときは、医師の診断を受け、下記の治療証明書を学校へご提出下さい。

----- キリトリセン -----

## 治 癒 証 明 書

岡山県美作高等学校

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 組 \_\_\_\_\_ 番

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

病 名 \_\_\_\_\_

出席停止期間 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日～ 平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで

上記の生徒は、他に伝染のおそれなくなりましたので、登校を許可します。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

医療機関名 \_\_\_\_\_

医師氏名 \_\_\_\_\_ 印